

ホテル椿館 宿泊約款

(適用範囲)

第1条 ホテル椿館（以下「当館」という。）が宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

2 当館が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申し込み)

第2条 当館に宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当館に申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金
- (4) その他当館が必要と認める事項

1-2 宿泊の申し込みをした者は、当館が宿泊者の氏名、住所、電話番号等を記載した宿泊者名簿の提出を依頼したときは、宿泊契約成立後であっても、直ちに提出するものとします。

2 第1項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当館は、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当館が前条の申し込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当館が承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。

1-2 当館が、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申し込みをされ、当館が承諾した場合は、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」等の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

1-3 当館は、宿泊予定日前の任意の日に、宿泊客からいただいた連絡先に予約の確認の電話を差し上げることがあります。

2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当館が定める申込金を、当館が指定する日までに、お支払いいただきます。

3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

4 第2項の申込金を同項の規定により当館が指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当館がその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当館は、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当館が前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当館は、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3)-2 宿泊しようとする者が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てた等、当館内の平穏な秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

- (4) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (6) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。宿泊者名簿の記載に応じず、又はその記載事項について虚偽の申告をしたとき。明らかに支払い能力がないと認められるとき。
- (7) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (8) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (9) 愛媛県旅館業法施行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
- 2 宿泊の申し込みをした者が、自己の商業目的を秘して申し込みをしたとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は、当館に申し出て、宿泊契約を解除することができます。

- 2 当館は、宿泊客が宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当館が申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当館が第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当館が宿泊客に告知したときに限ります。
- 3 当館は、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当館の契約解除権)

第7条 当館は、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (1)-2 宿泊客が、当館内で合理的な理由のない苦情、要求を申し立てる等、館内の平穏な秩序を乱していると認められるとき。
- (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
- イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) 宿泊しようとする者が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑を及ぼす言動があるとき。宿泊者名簿の記載に応じず、又はその記載事項に虚偽の申告をしたとき。明らかに支払い能力がないと認められるとき。
- (4) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (5) 宿泊客が当館もしくは当館従業員に対して、暴力的要求を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求したとき。
- (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (7) 当館が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
- (8) 愛媛県旅館業法施行条例第5条の規定に該当するとき。
- (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当館が定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (9)-2 宿泊契約成立後に第5条(9)-2に定めることが判明したとき。
- (9)-3 宿泊の申し込みをした者が、第2条1.-2に基づく当館の依頼に対し、直ちに応じなかったとき。
- 2 当館が前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、その解除事由が前項(4)及び(6)によるときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。その他の解除事由によるときは、いまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金も、違約料

としてお支払いいただきます。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊日当日、当館のフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年令、性別、住所。
- (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
- (3) 出発日及び出発予定時刻
- (4) その他当館が必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当館の客室を使用できる時間は、午後3時から翌朝10時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

2 当館は、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過1時間につき、1,500円(税別)
- (2) 14時を超える場合は、1泊料金(税別)

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当館内においては、当館が定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当館の主な施設等の営業時間は、別表3に掲げるとおりとします。その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当館が認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客のチェックインの際又は当館が請求したとき、フロントにおいて行っていただきます。

3 当館が宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当館の責任)

第13条 当館は、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当館の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2 当館は、消防機関が交付する適マークの対象外施設(3階以下又は収容人員が300人以下)であります。防災施設の整備に努めるほか、万一の火災等に対処するため旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供ができないときの取扱い)

第14条 当館は、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

2 当館は、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当館の責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当館は、その損害を賠償します。

ただし、現金及び貴重品については、当館がその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当館は50万円を限度としてその損害を賠償します。

1-2 当館は、50万円以上の現金又は時価50万円相当以上の物品はお預かりできません。

2 宿泊客が、当館内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当館の故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当館は、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当館に故意又は重大な過失がある場合を除き、25万円を限度として当館はその損害を賠償します。

2-2 当館は、第1項及び第2項に基づく損害賠償責任のあるときであっても、次に定める物品については、その責任を負いません。

(1) 稿本、設計書、図案、帳簿その他これらに準ずるもの（磁気テープ、磁気ディスク、CD-ROM、光ディスク等情報機器（コンピュータ及びその端末装置等の周辺機器）で直接処理を行える記録媒体に記録されたものを含みます。）

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当館に到着した場合は、その到着前に当館が了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当館に置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当館は、当該所有者に連絡するとともにその指示を求めるものとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日から一定期間保管し、その後は遺失物法に基づいてお取り扱いさせていただきます。

3 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当館の責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当館の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当館は場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当館の故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当館が損害を被ったときは、当該宿泊客は当館に対し、その損害を賠償していただきます。

1-2 宿泊客は、宿泊契約に基づく宿泊サービスを円滑に受領するため、万が一宿泊契約の内容と異なる宿泊サービスが提供されたと認識したときは、当館において速やかにその旨を当館に申し出なければなりません。

(宿泊客見舞金規定)

第19条 当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に障害以外の事由により死亡した場合には、別に定める「宿泊見舞金規定」に記載の事項を実施します。

(宿泊客災害時振替宿泊費用規定)

第20条 当館は、当館の宿泊客が当館宿泊中に当館から火災、落雷、破裂、爆発等の発生により、安全上の理由から宿泊客に対し振替宿泊施設を手配した場合には、別に定める「宿泊客災害時振替宿泊費用規定」に記載の事項を実施します。

(免責事項)

第21条 当館内からのコンピューター通信のご利用に当たっては、お客様ご自身の責任にて行うものとします。コンピューター通信のご利用中にシステム障害その他の理由によりサービスが

中断し、その結果利用者がいかなる損害を受けた場合においても、当館は一切の責任を負いません。又、コンピューター通信のご利用に当館が不適切と判断した行為により、当館及び第三者に損害が生じた場合、その損害を賠償していただきます。

(準拠法及び裁判管轄)

第 22 条 当館と宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当館の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所をもって専属管轄裁判所とします。

別表第 1 宿泊料金の算定方法 (第 2 条第 1 項及び第 12 条第 1 項関係)

		内 訳	
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	① 基本宿泊料 (室料 (および室料+朝食等の飲食料))	② サービス料 (①×15%)
	追加料金	③ 追加飲食 (①に含まれるものを除く)	④ サービス料 (③×15%)
	税金	イ 消費税	ロ 入湯税 (150 円)

別表第 2 違約金 (第 6 条第 2 項関係)

契約解除通知日	不泊	当日	前日	2 日前	3 日前	5 日前	6~7 日前	8 日前	14 日前	15 日前	20~30 日前
申込人数											
14 名まで	% 100	% 100	% 50	% 30	% 30						
15~30 名まで	% 100	% 100	% 50	% 30	% 30	% 30					
31~100 名まで	% 100	% 100	% 50	% 50	% 30	% 30	% 20	% 10	% 10		
101 名以上	% 100	% 100	% 80	% 50	% 30	% 30	% 30	% 30	% 15	% 15	% 10

- (注) 1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
 2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1 日分(初日)の違約金を収受します。
 3. 団体客 (15 名以上) の一部について契約の解除があった場合、宿泊の 10 日前 (その日より後に申込をお引き受けした場合にはそのお引き受けした日) における宿泊人数の 10% (端数が出た場合には切り上げる) にあたる人数については違約金は頂きません。

附則：第 1 条

(施行期日) 当約款は、国土交通省の公示するモデル宿泊約款を基本に当館の宿泊約款と定め、同日施行する。2020 年 2 月 12 日をもって施行する。

事前購入商品に関する追加約款

(事前購入商品)

- 第 1 条 事前購入商品（以下「本商品」という）とは、当該商品を購入して当館を利用しようとする客（以下「見込客」といい、法人の場合、適用条項によっては現実に宿泊する者（自然人）を含むことがある）が、当該見込客が当館の利用料金その他当館の指定する商品・サービスの料金に充当可能な一定の金銭もしくは当該金銭に相当する商品（サービスパッケージ）の提供を受けられる債権をいう。
- 見込客が事前購入商品に関する追加約款（以下「本追加約款」という）および本宿泊約款に同意の上本商品の購入を申し込み、当館が申し込みを承諾したときに、本商品購入契約（以下「購入契約」という）が成立するものとする。
 - 見込客は本追加約款の他、本商品に定められた利用期限、利用条件、その他について遵守する義務を負う。
 - 見込客は、本商品について、その購入ルートに関わらず、当館と見込客との間の債権債務のみに関わるものであり、第三者の権利義務は一切存在・介在しないことを確認する。
 - 見込客は、購入契約の成立によって、当館への宿泊等が確約されるものではないことを確認する。

(宿泊約款との関係)

- 第 2 条 本商品を利用した宿泊については、当館の宿泊約款（以下、「本宿泊約款」という）が適用される。ただし、本追加約款によって適用が除外、修正される場合および本宿泊約款と本追加約款の内容が異なる場合は、本追加約款が優先的に適用される。

(宿泊契約の成立等)

- 第 3 条 見込客が、本商品の利用期間中に、別途当館が指定する方法にて本商品を利用した宿泊の申し込みを行い、当該申し込みを当館が承諾したときに、見込客と当館との間で宿泊契約が成立するものとする。
- 本宿泊約款第 3 条 2 項、同 4 項は、事前購入商品を利用した宿泊については適用されない。ただし、当館が事前購入商品にかかる金銭債権を超えて申込金を要求する場合はこの限りではない。
 - 本商品が見込客が当館の利用料金その他当館の指定する商品・サービスの料金に充当可能な一定の金銭を求める債権にかかる場合、本商品の利用した支払いについては、本宿泊約款第 3 条第 3 項を準用する。ただし、当館が本商品について本宿泊約款第 3 条第 3 項と異なる充当内容を定めている場合には、当該定めが優先するものとする。

(本商品の料金及び宿泊料金の支払い等)

- 第 4 条 見込客は、本商品の料金を別途当館が指定する方法にて支払うものとする。
- 見込客は、当館と宿泊契約が成立した場合、本宿泊約款第 12 条の規定に関わらず、本商品を当館が定める内容で宿泊料金等に充当することができる。ただし、本商品の利用可能範囲を超える宿泊料金等については、本宿泊約款第 12 条に従いこれを当館に支払うものとする。

(本商品の失効)

- 第 5 条 見込客が当館の指定する本商品の利用期限により設定された期限までに、本商品を利用しなかった場合、当館は別紙 1 に定めた金員を見込客に返却することができる。

※返金しない場合の文例

- (i) 見込客が当館の指定する本商品の利用期限により設定された期限までに、本商品を利用しなかった場合、当館は本商品の購入代金その他の一切の返金を行わない。
- (ii) 見込客が当館の指定する本商品の利用期限により設定された期限までに、本商品を利用しなかった場合、当館は本商品の購入代金その他の返金について見込客と協議することができる

(本商品の譲渡等)

- 第 6 条 見込客は、当館が別途指定する要件を満たす場合に限り、本商品を第三者（以下「譲受人」という）に譲渡することができる。
- 当館は、前項の譲渡及び譲渡された本商品の利用にあたり、見込客及び譲受人に対し、本人確認書類その他当館が必要と判断する書類の提出を求めることができる。

(本契約締結の拒否)

第7条 当館は、見込客が以下の各号に該当すると認められる場合、購入契約の締結に応じない。なお、当館が購入契約の締結に応じない場合、理由を開示する義務を負わない。

- (1) 見込客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (2) 見込客が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という)同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- (3) その他契約の締結が不適切な場合

(見込客の宿泊契約の解除等)

第8条 見込客が本商品を利用して当館と宿泊契約を締結した場合であって、当該宿泊契約を解除する場合は、特段の定めがない限り、本宿泊約款第6条の規定に従うものとする。ただし、この場合であっても、見込客は当館との間で、宿泊日程の変更等について協議できる。

2. 本宿泊約款に従い見込客に違約金が発生する場合であって、当該違約金を当館が請求する場合には、当該違約金の支払いは本商品による充当その他当館が指定する方法によって行うことができるものとする。

(見込客の責任)

第9条 見込客による本商品の利用に関して当館が損害を被った場合、故意又は重過失による場合に限り見込客は当該損害を当館に賠償するものとする。

- 2 見込客が本商品の利用に関して第三者に損害を生じさせた場合その他第三者との関係で紛争が生じた場合、当館に故意又は重過失がある場合を除き、当館は当該紛争に一切関与しないものとし、見込客の責任と費用でこれを解決するものとする。

ホテル椿館

〒790-0836 愛媛県松山市道後鷺谷町 5-32
TEL : 089-945-1000 FAX : 089-943-1743